

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（老人施設）

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（障がい者施設等） 支給要綱

1 目的

介護分野・障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うことを目的とする事業

* (対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額)

2 補助金の額

各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額

基準月の総報酬 × 交付率 = 補助金額

基準月は原則として令和7年12月ですが、他の平常月と比較して著しく低いなどの場合事業所の判断により、令和8年1月、2月、3月の任意の月を対象月とすることができる。

3 支給対象職員

支給対象者はあくまでも支給月に在職している職員に限る。

(但し支給月の1日に採用された職員を除く)

4 「支給方法」

一時金として支給する。

5 配分方法

「一時金」 各事業所別に、補助金額を計算し「一時金基本額」を算定する。

<入所系>

グループA	正職員	一時金基本額	×	1	
グループB	臨時・パート職員	一時金基本額	×	0.1～0.8	×

*パート職員については、事業所別に割合支給を算定する

<通所系>

グループA	正職員	一時金基本額	×	1	
グループB	臨時・パート職員	一時金基本額	×	0.1～1	×

*パート職員については、事業所別に割合支給を算定する

<相談系>

グループA	正職員	一時金基本額	×	1	
-------	-----	--------	---	---	--

6 支給対象外職員

支給の対象とならない職員は、次の職員とする。

- (1) 無給休職者（無給期間）
- (2) 停職者
- (3) 支給月に退職した職員及び支給月前1ヶ月以内に退職した職員でその退職の事由が懲戒免職による者
- (4) 支給月 採用者、及び支給月復帰者

7 その他

「補助金」の支給対象職員より補助金の支給辞退の申出があった場合は理由書を添付して辞退することができる。

8 施行期日

- 1 本要綱を令和8年6月1日より施行する。